四　無線チャネルは、単位チャネル（中心周波数が九一六・八MHz以上九二〇・八MHz以下の周波数のうち九一六・八MHz、九一八MHz、九一九・二MHz、九二〇・四MHz、九二〇・六MHz又は九二〇・八MHzであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャネルをいう。以下この号及び第七号において同じ。）を使用するものであること。ただし、中心周波数が九二〇・四MHz、九二〇・六MHz又は九二〇・八MHzのものにあつては、単位チャネルを一又は二以上同時に使用するものであること。なお、二チャネルを同時に使用するものの中心周波数は、九二〇・五MHz又は九二〇・七MHz、三チャネルを同時に使用するものの中心周波数は九二〇・六MHzとする。

五　総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する送信時間制限装置及びキャリアセンスを備え付けていること。ただし、総務大臣がこの条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線設備については、この限りでない。

六　無線チャネルの両端における電力は、一〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。次号において同じ。）以下であること。

七　無線チャネルに隣接する単位チャネルにおける送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、〇・五デシベル以下であること。

八　応答のための電波を受信できること。

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差（Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率）
[1～6　略]		
7　470MHzを超え2,450MHz以下	[1・2　略] 3　簡易無線局 [4～13　略]	[略]
[8・9　略]		

[注1～34　略]

35　916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局若しくは移動体識別用の陸上移動局又は920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局（916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用のものを除く。また、一の単位チャネルを使用するものは、注346によることができる。）の無線設備　20（10^{-6}）

[36～57　略]

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差（Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率）
[1～6　同左]		
7　[同左]	[1・2　同左] 3　簡易無線局（注35） [4～13　同左]	[同左]
[8・9　同左]		

[注1～34　同左]

35　916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局及び920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局（一の単位チャネルを使用するものは、注346によることができる。）の無線設備　20（10^{-6}）

[36～57　同左]